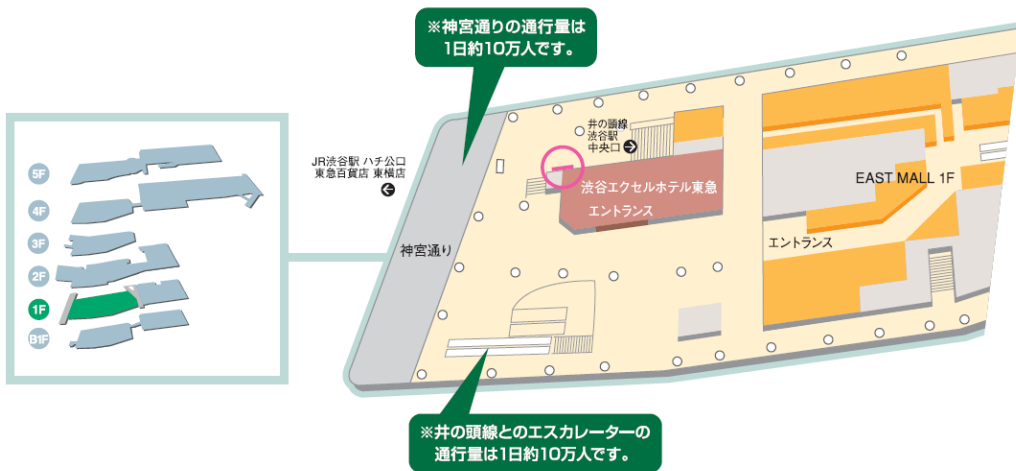




媒体名称	渋谷マークシティ マークウォール
媒体所在地	東京都渋谷区道玄坂1丁目12-1 (MAP) 渋谷マークシティ イーストモール1階
広告料金	※お問い合わせください ※製作・取付・撤去費 別途 ※電気料金込み
規格	H3,400mm×W1,745mm (約5.93㎡)
仕様	シート貼り
照明	外照式 (2灯)
開始日	随時
申し込み	決定優先 (仮押さえ不可)
入稿	1回校正の場合：掲出開始の2週間前迄 2回校正の場合：掲出開始の3週間前迄
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料金は、契約締結時、現金一括支払いとなります。 ・施設による事前のクライアント、掲出内容の審査があります。 ・広告幕の製作・取付撤去作業は弊社指定会社と致します。



広告掲出基準（広告掲出の基本概念）

1.基本要項

- ①広告は、生活者(購入者、利用者、一般大衆等)に対する情報の提供である。
- ②情報は、適切かつ節度をもって提供しなければならない。
- ③不特定多数が、利用するスペースに掲出する広告として、それにふさわしい品位をもってものでなければいけない。

2.消費者保護の観点から

- ①広告を見て行動する消費者に対して適切な表現か。
- ②消費者に不利益になることはないか。
- ③誇大な表現、故意に誤解をさせる表示はないか。
- ④商品・サービス内容・掲出企業が、社会的に適切か。

3.青少年保護の観点から

- ①暴力団や殺人その他反社会的な事柄を容認・助長する表現はないか。
- ②性について露骨、卑猥な表現はないか。

4.公共の複合施設として

- ①特定の政治宣伝、宗教宣伝を主目的としていないか。
- ②人権侵害、名誉毀損の恐れはないか。

5.公正競争規約に照合して

- ①薬品、不動産その他各種の公正競争規約に抵触しないか。

6.各種法律に照合して

- ①医薬法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法等に違反していないか。
- ②法律で認められていない商品やサービスでないか。

7.その他社会的に適切かどうか

- ①暴力や投機をおおる恐れはないか。
- ②社会不安や不快な念をもたらさないか。

8.その他の掲出制限

広告主の行為が社会問題となり、新聞等に報道された場合、または広告主と反社会的勢力との関連が判明した場合には、当該広告主の広告は掲出しない。また掲出期間中であっても、これを打切ることがある。

※原則、ギャンブル業(公営競技、パチンコ店、雀荘等)、ホテル、旅行、流通、病院、理容/美容業、金融業、結婚式場、酒類、求人、霊園、百貨店、小売、その他渋谷マークシティが不適切と判断した広告主、内容の広告は掲出することができません。予めご了承ください。
その他の業種については都度審査がございますので事前にご相談ください。